



野焼きと火入れについて



・野焼きについて

枯れ草や廃棄物を焼却する野焼きは、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役又は1,000万以下の罰金若しくはその両方が科せられる場合があります。

次の項目においては野焼きの例外に該当します。

- 【農業・林業】 田んぼの畔焼き、稲わら・もみ殻の焼却など
- 【宗教上の行事】 どんと焼き、正月のしめ縄・門松を焚く行為など
- 【公共施設管理】 河川敷の草焼き、道路側の草焼きなど



以上に該当する際は、大河原消防署（0224-52-1136）に「火災とまぎらわしい行為の届出書」を提出してください。※この届出は、火災と間違われぬよう消防署に届出するもので、ごみ等の廃棄物の焼却や火入れ行為を許可するものではありません。

・火入れの申請について

町内の森林周囲1km以内にある土地において、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する際は許可が必要です。

ただし、火入れ申請の許可は、次の項目に限り認められます。

- ①造林のための地拵え
- ②開墾準備
- ③病虫害防除
- ④焼畑

火入れを実施する際は、大河原町農政課へ申請してください。

ご不明な点があれば大河原町農政課へお問い合わせください。

※野焼きを行おうとする場合においても、森林周囲1km以内の際は、火入れの申請が必要となります。

野焼き、火入れを行う際は以下のことに注意してください。

1. 煙、臭気に対する感じ方は人によって違います。周りの方が迷惑を受けることのないようにしてください。
2. 周囲の住宅には声掛けや回覧などで周知してください。
3. 一度にまとめて実施するのではなく、小規模で少しずつ分けておこなってください。
4. 延焼防止のため消火器や水バケツ、スコップなど初期消火ができる消火用具を携帯してください。

大河原町農政課 (TEL:0224-87-6277)

大河原町町民生活課 (TEL:0224-53-2114)

